

## 株式会社商工組合中央金庫が実施する スサチップ工業株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施するスサチップ工業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2024年8月30日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

スサチップ工業株式会社に対する  
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）がスサチップ工業株式会社（「スサチップ工業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
  - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

---

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、スサチップ工業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、スサチップ工業がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

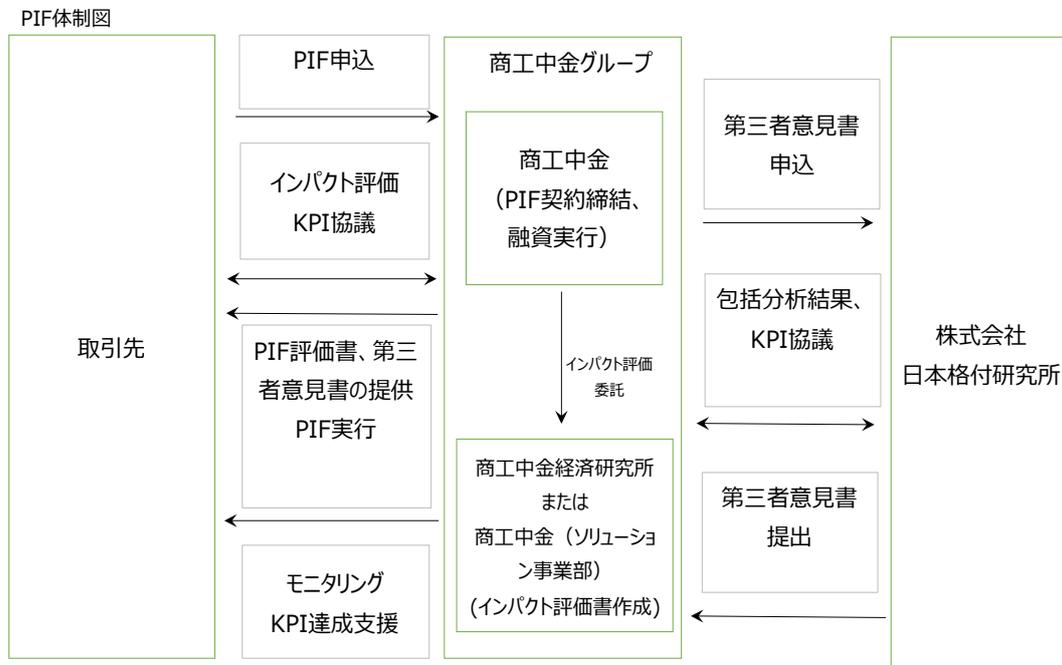
---

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

---

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



---

### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるスサチップ工業から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
  - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
  - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
  - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

外窪 祐作

外窪 祐作



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年8月30日

株式会社商工中金経済研究所

---

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）がスサチップ工業株式会社（以下、スサチップ工業）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、スサチップ工業の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業<sup>※1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

## 目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
  - 2.1 基本情報
  - 2.2 業界動向
  - 2.3 企業理念、経営方針等
  - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

## 1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	スサチップ工業株式会社
借入金額	100,000,000 円
資金使途	設備資金
借入期間	7 年
モニタリング実施時期	毎年 7 月

## 2. 企業概要・事業活動

### 2.1 基本情報

本社所在地	島根県出雲市佐田町反辺 1612-6
設立	1961 年 6 月 6 日
資本金	6,500,000 円
従業員数	76 名 (2024 年月 6 月現在)
事業内容	総合木材業 (素材生産・製紙用チップ生産・燃料用チップ生産・製材、および販売)
主要取引先	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本製紙株式会社、日本製紙木材株式会社 (製紙用チップ)</li> <li>● 島根県素材流通協同組合、松江エヌエル工業株式会社、島根合板株式会社 (合板用原木)</li> <li>● 松江バイオマス発電株式会社、合同会社しまね森林発電、中国電力株式会社三隅発電所 (燃料用チップ)</li> </ul>

### 【業務内容】

スチップ工業は 1961 年に島根県出雲市にて設立され、島根県内に 4 つの工場を有する木材業者であり 60 年以上にわたって木に関わる様々な事業を展開している。事業内容は、素材生産事業、木材チップ生産事業（製紙用、燃料用）、製材事業であり、伐採から製材、販売まで一貫した体制が構築されており、高品質な木材製品を提供している。また、最新設備を導入することにより環境への配慮にも取り組んでいる。

#### ① 素材生産事業（売上構成比率 55%）

素材生産事業とは、山林から木材を伐採・搬出することであり、搬出にあたっては主に架線集材という方法を用いているのが特徴である。架線集材とは、山林の立木などを用いてワイヤーを張り巡らし林内で伐採した木材を運び出す方法である。これによって、急峻な地形など、作業道を開設することが困難な状況にも対抗が可能となり、地形の改変もないことからその後の造林や森林回復が早くなるメリットがある。また、最近では作業道を使用した集材も行っている。主にスイングヤーダ（\*1）やタワーヤーダ（\*2）による簡易架線で集材し、プロセッサ（\*3）による造林、運搬車による搬出といった高性能林業機械を使用する高効率な作業も行っている。こうした取り組みにより住宅向けの高品質な部材が提供されている。

\* 1・・スイングヤーダ：油圧ショベルをベースとし、付属のドラムでワイヤーを巻き取ることで伐採木を集材できる機械。

\* 2・・タワーヤーダ：タワーを起こすことにより簡易に林業架線が張れる自走式の集材機。

\* 3・・プロセッサ：1 台で伐採・枝払い・測尺・玉切りが可能な油圧ショベルをベースとした林業機械。



伐倒



架線集材



スイングヤーダ



タワーヤーダ

当社 HP より

② 木材チップ生産事業（売上構成比率 30%）

製紙工場向けのチップ生産と木質バイオマス発電所や温泉施設向けの燃料用チップ生産を行っている。

- 製紙工場向けの製造は、本社工場と川本工場で行い、原木の集荷、バーカーへの投入、剥皮・選別、加工といった工程を経て、専用車両にて出荷される。

【製紙工場向けチップ製造工程】



原木投入工程～当社 HP より



加工されたチップ～当社 HP より

- 燃料用のチップの生産は、本社工場、松江工場、川本工場で行い、今まで山に残されていた枝葉や短材・小径材など林地残材を利用して、主に木質バイオマス発電所や温泉施設向けに生産している。燃料用チップ生産（木質バイオマス）を開始したことで、伐採・搬出したものを幹から枝葉まで無駄なく有効利用できるようになった。

【燃料用チップ製造工程】



伐採・搬出・集荷～当社HPより



加工されたチップ～当社HPより

③ 製材事業（売上構成比率 15%）

乙立製材工場にて、家を建てるために必要な木材（建築材・建具材）、または家具を作るための木工用材を生産している。製品の付加価値を高めるために、モルダー加工機（\*4）や木材乾燥機も導入している。

建築材・・・柱、桁、梁など

建具材・・・ふすま、障子、窓枠など

木工用材・・・家具、槌の柄など

\*4・・・モルダー加工機：板材を滑らかに削り上げる機械

【製材工程】



原木～当社HPより



出荷される製材～当社HPより

【事業拠点】

拠点名	住所	特徴
① 本社・工場	島根県出雲市佐田町反辺 1612-6	製紙用チップ・燃料用チップ製造
② 松江工場	島根県松江市八幡町 880-87	燃料用チップ製造
③ 川本工場	島根県邑智郡川本町川本 874	製紙用チップ・燃料用チップ製造
④ 乙立製材工場	島根県出雲市乙立町 3292-12	製材（建築材・建具材・木工用材）



【沿革】

1961年	会社設立
1969年	現在地へ移転
1989年	本社工場設備改修
2000年	出雲市乙立町で製材事業開始
2009年	本社工場設備改修
2010年	川本工場開設・チップ製造施設整備
2011年	岡山営業所開設（製材部門）
2015年	松江工場開設（バイオマスチップに特化したチップ製造工場）
2023年	「須佐チップ工業有限公司」から「スサチップ工業株式会社」へ社名変更

【組織図】

スサチップ工業株式会社 組織図

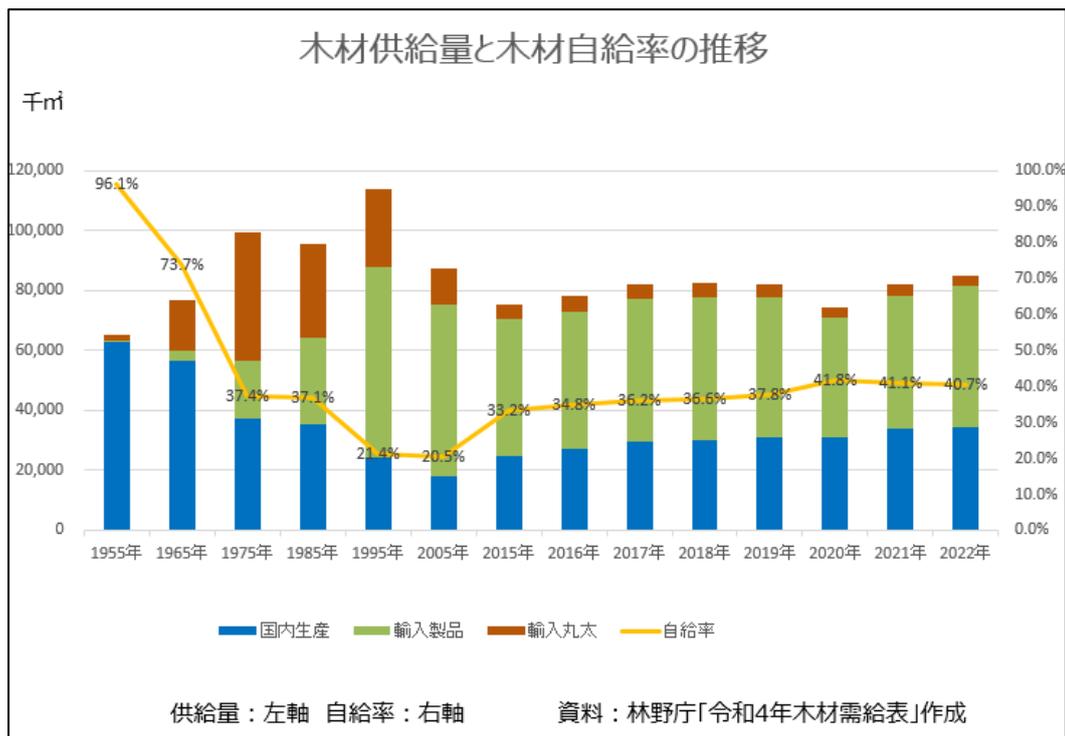
令和5年5月1日現在



## 2.2 業界動向

### ■ 国産材利用率（自給率）の現状について

日本の木材自給率は、40.7%（2022年）と低く国内需要の大部分は輸入材でまかなわれている。木材の輸入自由化以降、減少傾向にあった自給率であったが、2005年頃を底に増加傾向にある。その要因としては、森林資源の充実、国産材の利用拡大に伴う技術開発、大型製材工場・合板工場の整備、木質バイオマスによるFIT制度等があげられる。今後、公共施設や非住宅、中高層などの建築物の木造化と付加価値の高い木材製品の輸出等により需要拡大を図ることが期待されている。



### ■ 環境問題への対応について

森林の持続的な経営や、木材の有効活用によるCO<sub>2</sub>削減が求められている。FSC認証（\*4）やPEFC認証（\*5）などの森林認証取得に向けた取り組みが進んでいる。

（\*4）FSC認証：森林認証制度のことであり、適正に管理された森林から算出した木材などに認証マークを付けることによって、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする制度。

（\*5）PEFC認証：持続可能な森林を維持するための国際認証制度のことであり、森林の生物多様性や森林の果たす各種の機能を維持し管理することを目的としている。

### ■ 木材業界の見通し（課題と取り組むべき施策等）について

国産材の需要はますます増加していくことが予想され、林業・木材加工業は、生産性の向上、高付加価値化、人材育成、国際競争力強化などの諸課題を克服し、持続的な発展を目指していく必要がある。

- 業界としての課題
  - 高齢化や担い手不足による生産性の低迷
  - 外国材との価格競争力
  - 国産材の安定供給体制の構築
  - 木材加工技術の革新
  - 森林の多面的機能の維持・発揮
  
- 業界として今後取り組むべき施策等
  - 高度化された林業機械の導入による作業効率化
  - 高付加価値木材製品の開発
  - 若い世代の林業への参入促進
  - 国際的な木材流通ネットワークの構築
  - 森林環境教育の推進

スサチップ工業は、国産材の活用促進に向けて、外材に対抗できる供給システムを確立し、持続可能な林業・木材加工業を実現し、健全な森林を取り戻すことを目指し活動している。



当社 HP より

## 2.3 企業理念、経営方針等

【企業理念】（山林作業における目標）
伝統技術である林業架線の伝承と山の職人の育成 そして丸太・枝葉・短材の無駄のない利用
【経営方針】
木に関わるすべての分野に可能性を追求します。 自然の恵みである木材を有効かつ大切に使うため、 伐採からチップ生産・製材までの工程を一貫して行います。

## 2.4 事業活動

スサチップ工業は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

### 【環境面】

#### ■ 木質バイオマス燃料（木材チップ）の事業拡大と廃棄物削減に向けた取り組み

原木を丸太や製紙用・燃料用チップ、建材等に加工・消費する中で、相当量の樹皮や木くずなどの廃棄物が発生する。「丸太・枝葉・短材の無駄のない利用」を企業理念の一つとしているスサチップ工業は、そうした廃棄物であるおが粉を粉碎バークなどの副産物として製品に加工し、牛の肥育農家向けに牛床用やふん尿処理用として提供することにより、廃棄物を発生させない取り組みを行っている。牛を健康に育てるうえで、牛のストレス軽減や怪我防止のためにおが粉の果たす役割は大きい。スサチップ工業は、世間一般で廃棄物と呼ばれるものを「原材料」として扱い、副産物に転換し無駄なく利用することに加え、牛の安定的な成育に貢献している。

また、当社では木質バイオマス（燃料用チップ）の生産を枝材や端材、間伐材などを使用して行っている。そうした廃棄物を利用し、リサイクル可能な燃料として活用することにより環境負荷低減に寄与している。これからも高性能な設備を導入することにより、この事業を拡大していく方針である。

その他事業上発生するダンボールをはじめとする紙類などの廃棄物については、回収専門業者に委託することにより適切に回収処理されている。



肥育農家向けに提供されているおが粉（当社より）

#### ■ エネルギー使用量・CO<sub>2</sub> 排出量削減に向けた取り組み

事務所・工場内の LED 化については本社工場をはじめとして順次入替を行っている（2024 年 4 月時点 LED 化率 50%）。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量削減のため、2030 年のフル LED 化に向けて入替を進めていく計画である。その他営業用車両については、12 台の内、10 台がエコカー（HV）（2024 年 4 月時点）であり、新規購入・入替の際には環境を意識してエコカーの導入を行っていく考えであ

る。

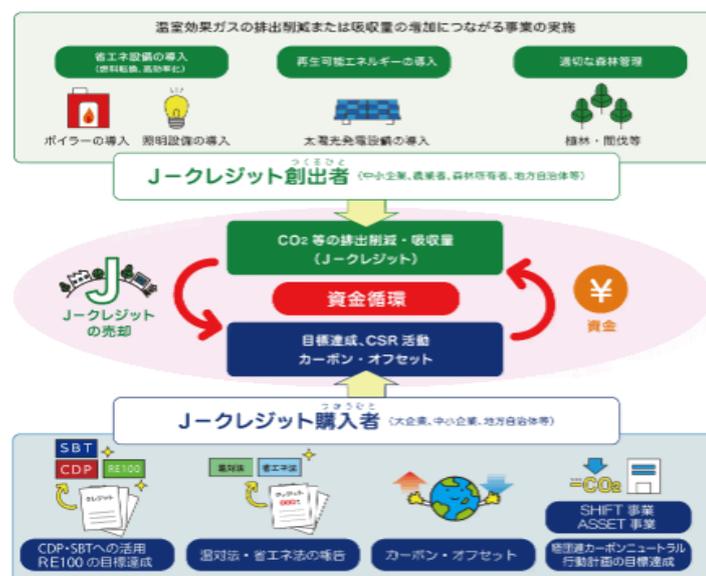
### ■ J-クレジット制度への参加に向けた取り組み

一般的に「森林の伐採」と聞くと環境破壊というイメージがあるが、現在の日本の森林においてこれは当てはまらない。森林は「植えて・育てて・伐って・使う」というサイクルが重要であり、植えてから使えるまでが40年～60年を要する長期的な資源である。島根県は県土の約7割が森林という国内有数の森林保有県であるが、林業従事者の減少や輸入材重視の事業活動により、その大半が伐期を超えた森林となっている。特に、林業従事者の減少は危機的な状況にあり、県が定める伐採量に追いつかず、木々の成長量の方が大きい状況が続いているため、伐採して有効活用し次世代へ向けて植えて育てる活動が環境を守る最優先課題となっている。

広葉樹は40年～60年という伐期で適正に伐って使うことにより、根株から新たな芽が出て40年後に再び資源として活用できるが、60年以上経ってしまうと萌芽する力を失い、残るのは荒廃した山林となる。針葉樹についても、適正に管理（枝打ちや間伐等）し、適正な時期に伐倒して利用していかなければ、活用先がない大径木が育ち、朽ちていくだけとなる。スサチップ工業では、各地域に根付いた森林組合や民間の造林会社と協定を締結して協力体制をとり、スサチップ工業が伐採して有効利用（用材や合板材としての流通、チップ化）し、伐採地に新たに森林組合等が植林して育てる、という流れで資源の有効活用に努めている。

J-クレジット制度とは、企業や自治体などが、省エネ設備の導入や森林経営などの取り組みによって排出削減・吸収した温室効果ガスを、国がクレジットとして認証し、購入・売却できるようにした制度のことである。近年国産材の利用が見直されているものの、日本には多くの荒廃した森林が残されており、大雨によって土砂崩れが発生したり、水害で川に大量の木が流されたりする事象が発生している。スサチップ工業は、今後J-クレジット制度を活用することで、森林環境の保全や育林作業、林道の新設・補修などを目的に、環境保全、生態系に配慮した活用を検討中である。実現に向けて森林経営計画制度（\*6）への参加について準備を進めている。

（\*6）森林経営計画制度：森林所有者等が自らの森林を計画的に管理・経営していくために、5年間の森林施業及び保護に関する計画を作成し、市町村長等の認定を受ける制度。



J-クレジット制度 HP より

## 【社会面】

### ■ ダイバーシティ経営の取り組み

林業は、重い木材を運搬したり、急な斜面を登ったりと体力を必要とする仕事が多いとの理由から女性にとってハードルが高いイメージがあるため、スチップ工業の従業員構成は、現在男性中心となっている（女性は、経理総務部門中心に 1 割）。一方で、機械のオペレーターをはじめとして森林整備、木材の加工など体力には自信がない女性でも活躍できる職種も最近では増えていることから、これからは積極的な活用に向けて取り組む方針である。

外国人の雇用については実施していない。これは農業などで活用されている外国人技能実習制度が、林業においては本格的に導入されていないためである。農業などが最長 5 年間の技能実習期間が与えられる技能実習 2・3 号の対象業種であるのに対して、林業は最長 1 年間の技能実習期間しか与えられない技能実習 1 号の対象業種となっている。但し、国は技能実習制度を見直し、技能実習 2・3 号に林業を追加することを決定しており、スチップ工業も外国人の活用に向けて、準備を進めていく方針である。

高齢者については、確かな技術と豊富な経験を生かすべく一律 60 歳定年としていたものを 2019 年に改訂を行い、希望者は再雇用のうえ勤務可能としており、現在は 70 歳を超える従業員は 3 人となっている。

また、障がい者は、2 名雇用中であり、女性、外国人、高齢者と併せダイバーシティ経営の推進に向けて着実に取り組んでいく方針である。

### ■ 働きやすさ、働きがい向上のための取り組み

山林部は、2017 年に給与を日給制から月給制へ移行した。日給制のもとでは、残業時間も長く休暇取得も進みにくい傾向があった。このため、月給制への移行に加え賞与の支給や休日日数を 28 日増加させることを行った結果、休暇取得率が改善し、働きやすい環境となっている。（全社ベースの実績 2023 年実績：月平均残業時間 6 時間、平均有給休暇取得率 56%）

山林部では、県内同業他社が新規雇用にも苦労しているのに対して、2023 年は 6 名の新規採用が実現した。こうした流れを定着させ、新規雇用を増やし、全社ベースでも残業時間の短縮や有給休暇取得率の向上に繋げていきたい考えである。

また、林業の職場環境の特徴として、大型の原木やそれらを加工するチェーンソーの操作、山林の現場ではスズメバチに遭遇する機会があるなど、危険が伴いやすいことが挙げられる。安全対策として、安全衛生委員会を毎月 1 回開催し、業務マニュアルや機械の操作方法などの確認や実際に遭遇したヒヤリハット事例などを皆で共有している。こうした取り組みを継続していくことにより、2023 年に発生した事故（作業台からの転落事故）

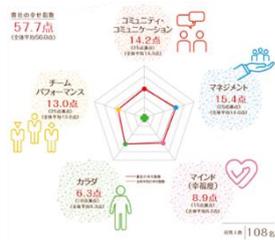


スチップ工業株式会社と一緒に働きましょう！

当社HPの求人募集欄から

の発生防止に努めていく方針である。

さらには、会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ（※）」に取り組むとしている。



※幸せデザインサーベイ

幸せデザインサーベイは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。会社の幸せを、組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド（幸福度）」の5つの要素から構成。総合点を幸せ指数として算定する（100点満点）。

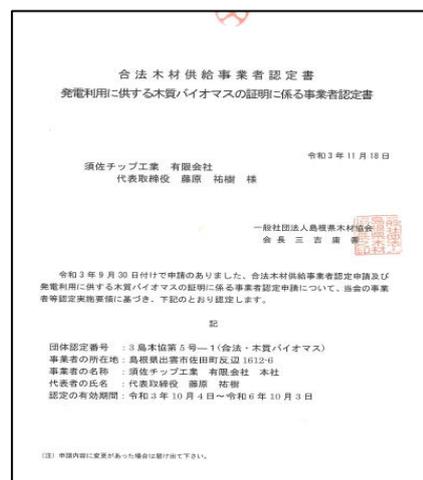
【環境面】【経済面】

■ 良質な木材の安定供給並びに廃棄物の削減・環境負荷低減に向けた取り組み

近年国産材の需要が高まる中、業界として外国材に対抗し、持続的な発展を遂げていくためには、生産性の向上や製品の高付加価値化、安全性の向上などに取り組む必要がある。経営方針の中に「木に関わるすべての分野に可能性を追求します。」とあるスサチップ工業は、素材生産事業部、チップ生産事業部、製材事業部を有し、伐採から製材、販売まで一貫した体制と、廃材も燃料として活用を行うといった無駄のないサイクルが構築されている。素材生産事業部においては、山林から効率的に木材を伐採・搬出するために、スインガーダやプロセッサーといった高性能な林業機械を用いることで生産性の向上に繋げている。製材事業部では製品の高付加価値化実現のためにモルダー加工機や木材乾燥機などを導入している。また、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにより、チップ生産事業部において高性能な木質破砕機を導入し、これまで利用の出来なかった端材や短材のチップ加工が可能となり、廃棄物利用の幅が広がり環境負荷の低減効果も期待できる。

また、当社の工場は、違法伐採された木材の流通を抑制し、消費者に安心・安全な住宅用の木材製品を提供することを目的とした合法木材供給事業者認定工場に認定されている。同認定の資格維持や一般社団法人島根県木材協会の資格更新を行うために、従業員に対して必要な研修を受講させているほか、社内において必要な知識の習得のため勉強会を開いている。

こうした取り組みは国産材の活用促進と外材に対抗可能な供給システムの構築に寄与し、良質な住宅用木材供給に資するとともに、適正で手頃な住宅の取得に貢献するものである。スサチップ工業はこれからも生産性の向上や製品の高付加価値化などに向けて取り組んでいく方針である。



事業者認定証～当社より

### 3.包括的インパクト分析

#### UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義・公正
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

#### 【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	製材業及び木材平削り業
ポジティブ・インパクト	住居、雇用、包摂的で健全な経済
ネガティブ・インパクト	雇用、資源効率・安全性、気候、廃棄物

#### 【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

##### ■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
住居、教育、経済収束	➢ 良質な木材の安定供給に向けた取り組み
雇用	➢ 幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上
雇用、包摂的で健全な経済	➢ ダイバーシティ経営の推進
生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候	➢ Jクレジット制度への参加

## ■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
保健・衛生、雇用	➤ 働きやすい職場環境の実現に向けた取り組み
資源効率・安全性、気候	➤ LED化導入率、車両に係る電動化率の100%への取り組み
大気、資源効率・安全性、気候、廃棄物	➤ 木質バイオマス燃料（木材チップ）の事業拡大と廃棄物削減に向けた取り組み

#### 4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

スサチップ工業は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。

##### 【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	住居、教育、経済収束		
取組内容（インパクト内容）	良質な木材の安定供給に向けた取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多機能な設備機器の導入により、高品質な木材製品を提供していく。（数値目標は前期実績を上回る売上実績とする。2023年4月期実績35億円）</li> <li>● 合法木材供給事業者認定を維持する。</li> </ul>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 伐採から製材、販売まで一貫した体制を維持する。</li> <li>➢ 一般社団法人島根県木材協会の、資格更新に対応するために必要な社内研修を実施する。</li> <li>➢ 品質と生産性向上を図るため、必要に応じて高性能な設備機械の導入を検討する。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	
	11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	

特定したインパクト	雇用（働きがいのある職場づくり）
取組内容（インパクト内容）	幸せデザインサーベの取り組み
KPI	● 幸せ指数のポイントアップ。2024年度中に取り組み、融資期間中に毎年実施し、実施初年度に比べ、2030年までに10ポイントアップさせる。
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 融資期間中「幸せデザインサーベ」を実施し、その結果を経営陣

	と従業員が対話の上、社員にとって満足度の高い、働きがいのある企業を目指す。	
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。



特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済	
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティ経営の推進	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2030 年 4 月期までに女性職員数を 12 名（増加者の中には、経理総務部門以外の部署を含む）とする。（2024 年 6 月現在 9 名）</li> <li>● 2030 年 4 月期までに外国人を 1 名新規採用する。（現在採用実績なし）</li> </ul>	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 機械オペレーターや苗木の育成など体力を必要としない職種があることを HP 等でアピール行い求人募集を行う。</li> <li>➢ 国の技能実習制度を活用して、技能実習生を幅広く受け入れていく。</li> <li>➢ 外国人技能実習生の受け入れを行うために、地元商工会議所や同業他社から情報を収集する。</li> <li>➢ 行政との連携を密にし、受け入れに係る関係機関とのパイプを築いていく。</li> </ul>	
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。



特定したインパクト	生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候		
取組内容（インパクト内容）	J-クレジット制度への参加		
KPI	● 2028年4月期までにJ-クレジット制度に創出者として参加する。		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 森林経営計画制度の取り組みについて山林部が中心となって準備を進める。</li> <li>➢ 森林経営計画に基づき、適切な伐採、植林を行う。</li> <li>➢ 生物多様性の保全に配慮した適切な森林管理を行う。</li> <li>➢ 土壌侵食や水質汚染を防ぐための対策を講じる。</li> </ul>		
貢献するSDGsターゲット	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生、雇用		
取組内容（インパクト内容）	働きやすい職場環境の実現に向けた取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 月平均時間外労働時間を2029年4月期までにゼロにする。（2023年実績平均6時間）</li> <li>● 有給休暇取得率を2029年4月までに70%にする。（2023年平均56%）</li> <li>● 年間の重大な労災発生件数をゼロとして、維持する。（直近実績は2023年5月に1件発生）</li> </ul>		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 安全衛生委員会を毎月開催し、業務マニュアルや機械の操作方法などを確認したりやヒヤリハット事例を全員で共有する。</li> <li>➢ 採用活動による人材確保と、作業教育によるマルチ人材育成による作業効率化を図る。</li> <li>➢ 業務を見直し、外部委託やシステム（クラウド）を活用して高度化を図る。</li> </ul>		

貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

特定したインパクト	資源効率・安全性、気候		
取組内容（インパクト内容）	環境負荷低減に向けた取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所内の LED 導入率を 2029 年 4 月期までに 100%とする。（2024 年 4 月現在 50%）</li> <li>● 電動化（HV、EV）車両の比率を 2029 年 4 月期までに 100%とする。（2024 年 4 月現在約 84%）</li> </ul>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ LED の導入を推進する。</li> <li>➢ 新規購入車両は原則電動化車両とする。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	

特定したインパクト	大気、資源効率・安全性、気候、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	木質バイオマス燃料（木材チップ）の事業拡大と廃棄物削減に向けた取り組み		
KPI	● 燃料用木材チップの売上を 2029 年 4 月期までに 15 億円に引き上げる。（2023 年 4 月期実績 10 億円）		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ チップ生産事業部において高性能な木質破砕機を導入し、これま		

	<p>で利用が困難であった端材や短材をチップ加工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 近隣の木質バイオマス発電所や温泉施設などと連携の上、取り扱い拡大に努める。</li> <li>➤ 自社の山林を J-クレジット制度の活用により有効活用を行い、チップの原料となる原木や枝葉などを確保していく。</li> </ul>		
<p>貢献する SDGs ターゲット</p>	7.3	<p>2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>	
	11.6	<p>2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>	
	12.5	<p>2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>	
	13.1	<p>全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p>	

## 5.サステナビリティ管理体制

スサチップ工業では、本ファイナンスに取り組むにあたり、藤原社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、藤原社長を最高責任者とし、井上常務取締役が管理担当者となり関係部署と連携を取りながら、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	藤原祐樹
(管理担当者)	常務取締役	井上公博

## 6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、スサチップ工業と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、スサチップ工業と協議して再設定を検討する。

## 7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。スサチップ工業は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブインパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブインパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 北村一也

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190